

和み交響楽団規約

第1条（名称）

この団体は、「一緒にいると和める仲間でありたい」「演奏を聴きに来たお客さんに和んでもらいたい」「和（＝ハーモニー）を大切にしたい音楽をしたい」という想いを込めて、「和み交響楽団」（以下、「当楽団」という）と称する。

第2条（目的）

当楽団は、「学生時代にオーケストラで出会った仲間ともう一度音楽をやりたい」という想いのもと2007年3月3日に結成し、楽しくかつ有意義な練習を通じて、楽団員同士はもとより、客演指揮者を含めた全ての演奏者、聴衆とも大きな感動を共有できる演奏をすることを目的とする。

第3条（楽団員）

- 1 当楽団の楽団員は、当楽団の目的に賛同し、当楽団に認められ、所定の手続きを行った者とする。入団の要件は、毎回の練習に参加できること、楽器を所持していることとする（打楽器は除く）。
- 2 入団に先立って、3ヶ月程度の仮入団期間を設ける。仮入団期間満了後、パートリーダー会議の承認を得て、正式に入団できるものとする。入団に際しては、所定の入団届を提出し、受理された日をもって入団とする。
- 3 残念ながら退団を希望する場合は、所定の退団届を提出し、受理された日をもって退団とする。未納の団費がある場合は、必ず全額精算したのちに退団する。
- 4 都合により一時的に演奏会に出演できないものの、将来、復帰する意向がある場合は、所定の休団届を提出し、受理された日をもって休団することができる。未納の団費がある場合は、必ず全額精算したのちに休団し、また休団中の団費も支払うものとする。

第4条（練習）

- 1 当楽団の練習は、通常、月2回（原則日曜日の午後）、主に京都で行う。これに加えて、演奏会直前には、臨時の練習を行うことがある。必要に応じて、パート練習やセクション練習を行う。
- 2 やむを得ず練習を欠席する場合は、必ずパートリーダーに連絡し、管楽器については、各自で代吹きの手配をすることとする。

第5条（団費）

- 1 当楽団の運営や演奏会開催のための資金として、楽団員から団費を演奏会毎に集める。団費の金額の決定とその使用にあたっては、会計にて予算案を作成し、速やかに総会の

場で楽団員の承認を得なければならない。

- 2 演奏会の初回練習日に在籍している楽団員は、予算案の承認後、速やかに（遅くとも演奏会開催日の2ヶ月前までに）所定の口座に団費を振り込まなければならない。
- 3 演奏会終了後、会計より総会の場で楽団員へ決算の報告を行い、承認を得なければならない。
- 4 以下の場合の団費について、次のとおり定める。
 - (1) 学生（社会人学生を除く）…初回練習時点（途中入団の場合は入団時点）で学生である者の団費は、社会人の団費の半額とする。
 - (2) 初回練習後の入団者…社会人の団費と同額（学生は半額）とする（入団後、速やかに振り込まなければならない）。
 - (3) 初回練習前からの休団者…予算によらず、10,000円（学生は5,000円）とする。
 - (4) 初回練習までの退団者…団費は発生しない。
 - (5) 初回練習以降の休団者…予算、休団時期によらず、15,000円（学生は7,500円）とする（ただし、既に団費を振り込んでいる場合については、差額分を返金する）。
 - (6) 初回練習以降の退団者…予算、退団時期によらず、5,000円（学生は2,500円）とする（ただし、既に団費を振り込んでいる場合については、差額分を返金する）。

第6条（演奏活動）

年1回ないし2回の定期演奏会を行う。ホールは固定せず、演奏会毎に決定する。その他、国内の発表会や依頼演奏などの演奏活動も行う。

第7条（指揮者）

常任指揮者は置かず、毎回、客演指揮者に指揮を依頼する。これは様々な指揮者からの指導を受けることで、当楽団としての音楽性が広がると考えるからである。同一の指揮者に複数回の依頼を行うこともある。客演指揮者が来られない練習日には、楽団員等の指揮による練習を行う。

第8条（幹部）

- 1 以下を幹部として置く。これ以外にも、運営委員長が必要としたものを幹部とすることができる。幹部は、必要に応じて各種係を設定し、当楽団の運営を進める。

楽団長：楽団の代表。楽団員の代表。楽団員の代表として、後述のパートリーダー会議を主催する。

運営委員長：運営面全般の統括。運営実務のリーダーとして、幹部会議を主催する。

演奏委員長：演奏面全般の統括。演奏会本番に向けて、選曲関連、練習等を主導する。

セクションリーダー：演奏委員長の補佐として、練習の実施等を行う。

会計係：予算案、決算案を立案する。団費等の管理、運用を行う。

渉外係：客演指揮者、ソリストとの交渉、連絡を行う。

IT・人事係：団員の人事管理。入団希望者など、外部からの問い合わせの窓口。公式ホームページ、メーリングリスト、SNSの管理を行う。

- 2 楽団長は、定期的に楽団員全員による投票で選出する。再任を妨げない。
- 3 演奏委員長、運営委員長は、楽団長が指名する。再任を妨げない。

第9条（意思決定）

- 1 予算案、決算案の承認、規約の改定は、楽団員の総会で決定する。
- 2 上記以外の当楽団の重要事項（大きな方針転換をする場合、臨時かつ多額の会計支出をする場合等）については、楽団長主催のパートリーダー会議で決定する。

以上

2008.06.15 制定

2010.03.28 改定

2011.03.27 改定

2011.08.28 改定

2019.02.13 改定

2019.08.25 改定

2020.04.12 改定